

第五回

参第一一号

食糧増産確保基本法（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、食糧の確保がわが国経済の自立を達成するため緊要であることにかんがみ、主要食糧農産物の増産に関し政府の執るべき施策の基本を定めるものである。

2 政府は、主要食糧農産物の増産に関連のある法令の運用その他の施策の実行に当つては、この法律の定める施策の基本にのつとり、この法律の目的達成に努めなければならない。

（農地開発に関する措置）

第二条 政府は、主要食糧農産物の生産の目的に供する農地の造成を図るため、みずから開田、開畑、埋立、干拓その他農地の開発に必要な事業を行い、若しくはこれらの事業を行う者に対し適切な助成を行い、又はそれらのために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合には、政府は、経済の安定及び復興の総合的立場から、同項の事業を行うことによつて生じ、又は生ずる虞のある利害の背反を適正に調整し、又はそのために必要な措置を講じなければならない。

（災害復旧に関する措置）

第三条 主要食糧農産物の生産の目的に供されている農地又はその保全若しくは利用上必要な施設が災害にかかつたときは、政府は、すみやかに、みずからその農地又は施設の復旧に関する計画をたて、且つ、これを実施し、若しくはその復旧を行う者に対し適切な助成を行い、又はそれらのために必要な措置を講じなければならない。

（農地改良に関する措置）

第四条 政府は、主要食糧農産物の増産を図るため、みずから左に掲げる農地の改良事業その他土地の農業上の利用を増進するのに必要な事業（前二条に規定するものを除く。）を行い、若しくはこれらの事業を行う者に対し適切な助成を行い、又はそれらのために必要な措置を講じなければならない。

一 かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更

二 区画整理

三 農地に関する権利、農地の利用上必要な農地以外の土地に関する権利、農業用施設に関する権利又は水の使用に関する権利の交換分合

2 前項の場合には、第二条第二項の規定を準用する。

（いも類の利用増進に関する措置）

第五条 政府は、いも類を主要食糧として利用することを増進するため、みずからその加工又は貯蔵の方法を改善するのに必要な施設を設け、又はその施設を設ける者に対し適

切な助成を行い、その他その加工又は貯蔵の方法の改善に関して必要な措置を講じなければならぬ。

(超過供出等に対する報奨措置)

第六条 左の各号の一に該当するときは、政府は、主要食糧農産物の生産者から売渡を受けた主要食糧農産物のうち当該各号に定める数量に相当するものについては、その対価の支払とともに、命令の定めるところにより、報奨金を交付しなければならない。

一 主要食糧農産物の生産者が食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第百八十二号)第七条第一項の指示に係る農業計画において定められたその生産者の供出数量(同法第八条第一項の規定による変更があつた場合又は第八条の二第二項若しくは第四項において準用する第七条第一項の規定による減少の変更の指示があつた場合においては、その変更後における供出数量)を超える数量の主要食糧農産物を政府に売り渡したときは、その超過数量

二 主要食糧農産物の生産者が、政府の定めた特別の期間内に政府に協力して食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第一項の規定により米穀、甘しよ、その他命令で定める主要食糧農産物を政府に売り渡したときは、その売渡数量

2 政府は、毎年、食糧管理法第三条第一項の規定による当該年産の主要食糧農産物の売渡を受ける前に、報奨金の額を定め、且つ、公表しなければならない。

(農業協同組合等の差別待遇の禁止)

第七条 政府は、主要食糧農産物の生産に必要な物資の購入又は販売の事業を営むことについて、農業協同組合及びその連合会に対し、商業者又は商業者をもつて組織する事業協同組合若しくはその連合会に対して与えるよりも不利な待遇をしてはならない。

2 行政庁が前項の規定に違反した処分その他の措置をしたときは、農業協同組合又はその連合会は、経済安定本部総裁に対し、不服の申立をすることができる。

3 前項の規定による不服の申立に関しては、臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)第一条の規定に基く命令により定められた経済安定本部総裁に対する不服の申立の例によるものとする。

(国会に対する報告)

第八条 政府は、第二条から第五条までの規定により執つた措置について、国会に報告しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第 号)施行の日から起算して八箇月を経過する時までは、第七条中「事業協同組合若しくはその連合会」とあるのは、「商工協同組合若しくはその連合会若しくは事業協同組合」と読み替えるものとする。

3 食糧管理特別会計法(大正十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第六条中「買入代金」の下に「(報奨金ヲ含ム)」を加える。

理 由

わが国の経済自立を達成するためには、食糧の増産確保がきわめて緊要であることの基本的事実にかんがみ、主要食糧農産物の増産を容易且つ適切ならしめるため、積極的な措置を講ずるとともに、その増産を図る上において障害となつている諸事項を是正し、或は排除するのに必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。